

輪島市情報セキュリティ監査業務仕様書

1. 業務名（委託件名）

輪島市情報セキュリティ監査業務

2. 目的

輪島市（以下「甲」という。）では、LGWAN 接続系の庁内ネットワークにおいて、特定のクラウドサービスへの接続に限定し、LGWAN を経由しないα'モデル構成を採用するにあたり、甲にて実施している情報セキュリティ対策状況等について、総務省及び地方公共団体情報システム機構から求められている外部監査を実施し、問題点を確認するとともに改善方法について検討を行うことで、より適切な運用体制の構築やセキュリティ対策の維持向上を図る。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所

甲が指定する場所

5. 監査人要件

監査人（以下、「乙」という。）は、以下の条件をすべて満たすものとする。

（ア）情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト内の情報セキュリティ監査サービス（独立行政法人情報処理推進機構）に登録されていること。

（イ）ISO/IEC27001（ISMS）認証を取得していること。

（ウ）プライバシーマーク認証を取得していること。

（エ）監査チームのメンバーは監査対象となるシステム、ネットワークの設計・構築、運用・保守業務に関与しておらず、甲の情報資産へのアクセス権を有しないこと。

（オ）監査責任者は、情報セキュリティ監査に必要な知識及び経験を持ち、次に掲げる資格のうち2つ以上を有すること。

- ① システム監査技術者
- ② 公認情報システム監査人（CISA）
- ③ 公認情報セキュリティ主任監査人または公認情報セキュリティ監査人
- ④ 公認システム監査人
- ⑤ ISMS 主任審査員
- ⑥ ISMS 審査員

（カ）本業務を実施する監査人は、（オ）に掲げる資格のうち1つ以上を有する者が1名以上含まれていること。

（キ）本業務を実施する監査人は、契約締結日を基準日とし、過去3年以内に、都道府県及び地方公

共同体に対する監査業務（情報セキュリティ監査、システム監査）の実務経験を有する者が1名以上含まれていること。

6. 業務対象範囲

（ア）監査対象とするシステム

本業務の監査対象とするシステムは、ローカルブレイクアウトの対象となる以下のシステムとする。

- ① Microsoft365
- ② Box
- ③ Windows Update
- ④ Webex Meetings
- ⑤ Zoom
- ⑥ トレンドマイクロ（不正プログラム対策ソフトウェアのアップデート）
- ⑦ Adobe Creative Cloud
- ⑧ ND ソフト（クラウド型介護/福祉 SaaS）

（イ）監査対象組織

情報セキュリティ監査対象組織は、情報システム部門とする。ただし、監査対象システムの運用状況等を確認するため、設計・構築、運用ベンダーを同席させることがある。

7. 契約内容

（ア）プロジェクト計画書作成

契約締結後、乙は速やかにプロジェクト計画書（スケジュール、体制図を含む）を作成し、甲に提出すること。その後、乙はプロジェクト計画書の内容について、甲担当者に説明し、合意を得ること。

（イ）監査項目作成

乙は総務省が発行する「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（令和8年3月版）」のα'モデル採用に伴う情報セキュリティ監査項目（17項目）及び共通の組織的・人的項目（23項目）に加え、甲の情報セキュリティポリシーを基に監査項目を作成し、甲に提出すること。なお、技術的検証の実施は含めないこととする。

（ウ）監査実施計画書作成

乙は監査の目的、監査項目、監査対象、監査手順、当日のスケジュール、実施場所、役割分担、成果物等を明記した、監査実施計画書を作成し、甲に提出すること。

(エ) 監査実施

乙は以下の方法で監査を実施すること。

- ① 甲が提示する α' モデル対象システムの仕様書、構成図、設計書等を事前に監査項目へマッピングして適合性を確認するとともに、監査が円滑に進むよう準備する。
- ② 運用・保守状況の確認を目的としたヒアリングは、最大1日間とする。
- ③ 監査当日の終了会議において、監査結果概要報告書を提示し、指摘事項等について合意を得る。
- ④ 監査証拠（監査人が確認した文書やヒアリング、視察の結果）を取りまとめた監査調書を作成する。

(オ) 監査報告

乙は以下の方法で監査結果を報告すること。

- ① 監査で検出した指摘事項について、改善提言を含めた監査結果報告書を作成する。
- ② 監査結果報告書の内容について、甲の担当者に説明する。

8. 納品物

乙は、以下の納品物を履行期限までに納品する。なお、可能な限り一般的なオフィスソフトの形式で作成し、電子データで納品すること。

(ア) 納品物

- ① プロジェクト計画書
- ② 監査項目
- ③ 監査実施計画書
- ④ 監査結果概要報告書
- ⑤ 監査調書
- ⑥ 監査結果報告書
- ⑦ 業務完了報告書

(イ) 納品物の帰属

納品物及びこれに付随する資料は、すべて甲に帰属する。乙は、書面による甲の承諾を受けないで他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

9. 検査

本契約の検査は、乙が提出する「業務完了報告書」を、甲が承認することをもって完了とする。

10. その他

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については甲乙協議のうえ決定する。